

答申個第42号

平成27年11月26日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 佐伯 彰洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

下記のとおり諮問のありました件について、別紙のとおり答申します。

記

- (1) 平成27年2月20日付け行コ第16号
コンプライアンス推進室にファイルされている謄本他2件の不存在による非開示決定事案（諮問個第54号）
- (2) 平成27年5月20日付け行コ第9号
西京区役所市民窓口課からコンプライアンス推進室に回答した平成24年4月の文書の不存在による非開示決定事案（諮問個第82号）
- (3) 平成27年7月9日付け行コ第12号
公益通報に係るコンプライアンス推進室から西京区役所宛ての照会書等の不存在による非開示決定事案（諮問個第90号）

1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非開示決定は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、実施機関の行財政局コンプライアンス推進室（以下「コンプライアンス推進室」という。）に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、以下の文書の開示を請求した。

ア 平成26年11月12日付け請求（以下「本件請求1」という。）

コンプラにファイルされている謄本（H24/4～5頃に当区から提出された文書の中にあつた謄本で“公用”の標記があるもの）。再製に向けての協議の時期であることが分かる区作成の各所宛文書全て（H23/8～H24/7）。H23/8～H24/7 私作成の再製依頼の文書全て

イ 平成27年3月18日付け請求（以下「本件請求2」という。）

記録係長発市窓課がコンプラ担当者宛に回答した H24/4（12ごろ）の文書 タイトル「戸籍簿に対する苦情申し立てについて」

ウ 平成27年5月8日付け請求（以下「本件請求3」という。）

平成24年4月から平成25年3月までの異議申立人に関する以下の文書

(ア) コンプライアンス推進室から西京区役所（市民窓口課も含む）宛ての照会や事務連絡、検証依頼等の文書全て（異議申立人がコンプライアンス推進室に直接持ちこんだ文書を含む）

(イ) 西京区役所（市民窓口課を除く）からコンプライアンス推進室宛ての回答や報告文書等全て

- (2) 実施機関は、上記の請求に係る公文書を保存年限の経過により廃棄したとして、上記各請求について、条例第19条第2項の規定により、個人情報の不存在による非開示決定（以下「本件処分」という。）をし、アについては平成26年11月28日付で、イについては平成27年4月1日付で、ウについては平成27年5月20日付で、それぞれ異議申立人に通知した。

- (3) 異議申立人は、アについては平成27年1月28日に、イについては平成27年4月24日に、ウについては平成27年6月22日に本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分取消しを求めるというものである。

4 審査会における審議の方法

本件異議申立ては、いずれも、同一の事案に関する公文書について、実施機関のコンプライアンス推進室が、保存年限の経過により廃棄したとの不存在による非開示決定に係るものであるため、当審査会において、これらを併合して審議した。

5 実施機関の主張

不存在による非開示決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件文書を不存在による非開示としている理由について

- ア 本件請求1に係る文書のうち、西京区役所から提出された文書は、京都市公文書管理規則（以下「規則」という。）第9条第1項別表（以下「別表」という。）6(3)の「報告、届出、通知、照会、回答等に関するもの」（保存期間1年）に該当する。異議申立人から提出された文書は、別表7(3)の「前2号に規定するもののほか決定行為を伴わない軽易な文書で1年間保存する必要がないと認められるもの」（保存期間1年未満）に該当する。
- イ 本件請求2に係る文書は、当時異議申立人から除籍の再製に関する苦情を受けて西京区役所区民部市民窓口課が作成し、コンプライアンス推進室に回答した文書であるから、別表6(3)の「報告、届出、通知、照会、回答等に関するもの」（保存期間1年）に該当する。
- ウ 本件請求3に係る文書のうち、平成24年度に異議申立人からの申立てを受け、西京区役所に対して発出した照会文書や、それに対する報告文書などについては、別表6(3)の「報告、届出、通知、照会、回答等に関するもの」（保存期間1年）に該当する。平成24年度に異議申立人から収受した手書き又はパソコン文字の文書などについては、別表7(3)の「前2号に規定するもののほか決定行為を伴わない軽易な文書で1年間保存する必要がないと認められるもの」（保存期間1年未満）に該当する。
- エ コンプライアンス推進室は、規則に規定する保存年限を経過した本件公文書を廃棄しており、これを保有していない。

(2) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 異議申立人の主張

異議申立書及び意見書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認めら

れる。

(1) 本件公文書1について

コンプラは公益通報の文書（5年保存）を苦情の相談文書（1年保存）に無理やり変えて毀棄した。

西京区の課長クラスが判断した事件なので「彼等（コンプラ）の仕事」だと私に公益通報を委任したのです。

1. 私は（手書きで）文書にしてコンプラに持ち込みました。

2. 西京区とコンプラは文書で会話しています。

平成24年4月から5月文書はコンプラ室で私は見せて頂きました。

ルールを確認したら5年保存とのことでした。

(2) 本件公文書2について

西京区では、内容からして、3年保存のようで、コンプラへ送付されても、3年は保存が必要です。内部通報なら5年です。

(3) 本件公文書3について

規則には、重要な文書を勝手にメモ扱いしないことと書いてあります。

①平成24年度発生の保存1年文書は平成26年3月31日まで保存が必要。

②平成24年発生の「切手泥棒事件」は5年保存。

③戸籍の再製に失敗した、その前年に受付ミスが発生した件は、コンプラもつかんでいたため、今でも保存が必要。

④平成24年度に西京区役所に任されて通報した不正事件は5年保存。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

異議申立人が請求している文書は、整理すると次のとおりである。

ア 異議申立人がコンプライアンス推進室に持ち込んだ文書

(ア) 平成23年8月～平成24年7月分の再製依頼の文書（本件請求1）

(イ) 平成24年4月～平成25年3月分（本件請求3）

イ 行財政局コンプライアンス推進室と西京区役所でやり取りされた文書

(ア) 西京区役所作成の各課宛文書（平成23年8月～平成24年7月）（本件請求1）

(イ) 西京区役所からコンプライアンス推進室に提出した書類の中にあつた謄本（平成24年4～5月頃）（本件請求1）

(ウ) 西京区役所からコンプライアンス推進室への回答書（平成24年4月12日頃）（本

件請求 2)

(エ) コンプライアンス推進室から西京区役所宛の照会，事務連絡，検証依頼等の文書全て及び西京区役所からコンプライアンス推進室宛の回答，報告文書等全て（平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月）（本件請求 3）

(2) 本件処分について

ア 異議申立人の主張によれば，本件公文書はいずれも，異議申立人が戸籍の文字の訂正に関連して，西京区役所区民部市民窓口課に苦情を申し出た件に関連して，実施機関が作成又は取得した文書であると認められる。

実施機関の説明によると，本件請求に係る公文書は，いずれも別表に規定する，保存期間 1 年未満（上記(1)ア）ないし保存期間 1 年（上記(1)イ）の文書に該当し，保存期間の経過により廃棄したとのことである。

イ 異議申立人は，西京区役所においては 3 年保存されており，公益通報に関わる文書なので 5 年保存の文書に該当する等の主張を行っている。

ウ この異議申立人の主張に関し，実施機関に説明を求めたところ，異議申立人の申立てに基づき調査を行った結果，西京区役所区民部市民窓口課の対応に不適切な取扱いがあったのは事実であるが，法令違反はなく，戸籍の取扱い等を巡る苦情申立て等の事案であり，公益通報（保存期間 5 年）に該当する案件ではないと判断し，平成 25 年 1 月 18 日付けでコンプライアンス推進室と西京区役所地域力推進室の連名で異議申立人に回答書を送付したことをもって，コンプライアンス推進室としての対応は終了したものと認識しているとのことであった。

エ 上記ウの平成 25 年 1 月 18 日付け文書を検討したところ，西京区役所区民部市民窓口課職員の発言の一部を配慮を欠いたものとして撤回し，合わせて，職員を処分すべきとの主張に対し，調査した結果懲戒処分に該当するものではないことを回答したものであり，異議申立人の苦情に対する最終的な回答書としての体裁を有しているものと認められる。よって，異議申立人からの苦情は公益通報に当たる事案ではなく，当該文書の送付により，コンプライアンス推進室としての対応を終了したとの説明に不合理な点は認められない。

オ 以上から，本件の苦情に係る事務の直接の当事者でないコンプライアンス推進室が，別表 6(3)の「報告，届出，通知，照会，回答等に関するもの」（保存期間 1 年），又は別表 7(3)の「前 2 号に規定するもののほか決定行為を伴わない軽易な文書で 1 年間保存する必要がないと認められるもの」（保存期間 1 年未満）に該当するとした判断は不合理とは言えない。

本件請求に係る公文書は，平成 23 年度又は平成 24 年度に実施機関が作成又は取得したものであるから，保存期間 1 年のものも遅くとも平成 25 年度末に保存期間が満了している。本件請求は，いずれも平成 26 年度又は平成 27 年度に行われており，保存期間満了後の請求であるから，本件公文書を保有していないという実施機関の説明に，不合理な点は認められない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

(1) 諮問個第54号

平成27年 2月20日 諮問
3月20日 実施機関からの理由説明書の提出
5月20日 実施機関の職員の理由説明（平成27年度第2回会議）
10月15日 審議（平成27年度第7回会議）
11月26日 審議（平成27年度第8回会議）

(2) 諮問個第82号

平成27年 5月20日 諮問
6月15日 実施機関からの理由説明書の提出
10月15日 審議（平成27年度第7回会議）
11月26日 審議（平成27年度第8回会議）

(3) 諮問個第90号

平成27年 7月 9日 諮問
8月 7日 実施機関からの理由説明書の提出
8月28日 異議申立人からの意見書の提出
10月15日 審議（平成27年度第7回会議）
11月26日 審議（平成27年度第8回会議）

※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったので、意見の聴取は行わなかった。また、諮問個第54号及び第82号については、異議申立人から意見書の提出はなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）